



相続財産の範囲／親族名義財産の帰属・生前贈与

第 126 回 2026 年 6 月 5 日（金）

発表者 守田 啓一

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

＜MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ＞

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

相続財産の範囲／親族名義財産の帰属・生前贈与

はじめに

毎年、国税庁から発表される、「**相続税の調査の状況**」によると、**相続税の申告漏れの財産は、現金・預貯金が最も多く**、続いて土地、有価証券となるのが通例である。

申告漏れの多い現金・預貯金については、妻名義をはじめとする家族名義の預貯金を被相続人のものと認定されるケースが最も多いのではないかと。

本稿は、この申告漏れとなる家族名義の財産の相続財産該当性を検討し、裁決・判決を分析することにより、生前贈与と名義借りの違い、なぜ、家族名義の財産が相続税において被相続人の財産とされるのかを検証する。なお、**意見に亘る部分については私見である**。

また、文中の裁決・判決はTAINS(一般社団法人 日税連税法データベース)から引用・参照している。

I. 相続人名義の預貯金の存在確認

1. 贈与とするもの

2. 貸付金とするもの

貸付事実の立証、返済方法、返済期限、利息の有無

3. 預け金とするもの(相続人から見ると預り金)

取引の有無の確認、清算期限、清算方法

4. 専業主婦のへそくりとしての蓄積

相続人名義の預貯金の蓄積と本人の所得・管理委託されたものからの蓄積(へそくり?)の帰属など

5. 介護などに対するお礼

謝礼が発生する事実の確認、回数、頻度、金額の妥当性

6. 相続人名義の多額な預貯金(数千万円を超える預貯金)

7. 被相続人の預貯金全ての管理を任されて、任意に引き出し消費した場合や株式等への運用益を自己の預金に振替えている預貯金の存在の確認

8. 名義借り預金の存在

Ⅱ. 生前贈与の判定

贈与税の課税対象とされる贈与には、①**民法上の贈与**(非課税とされるものを除く。)と、②**相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与**(例えば、生命保険金の贈与等)の2種類がある。

民法上の贈与については、**民法第549条**において「**贈与は当事者の一方がある財産を無償にて相手方に与える意思を表示し、相手方が受託をすることによって、の効力を生ずる**」と規定している。

このことから、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約(**諾成契約**)行為であることが特徴であり、**贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しないことになる。**

Ⅲ. 形式的な贈与行為の否認

形式的に子や孫名義の預金通帳に資金を移しておいても、**贈与の事実を証明できないと、次のような取扱いを受けることになる。**

1. **贈与税の申告と納税をしても贈与の事実の証明にはならない場合もある**ので、贈与を否認される可能性がある。
2. 贈与税の消滅時効を主張しても、**贈与の起算日が明確でないため、時効が認められない可能性が高い。**

Ⅳ. 名義預金

1. 名義預金の概要

名義預金とは、形式的には配偶者や子・孫などの名前で預金しているが、収入等から考えれば、**実質的にはそれ以外の真の所有者がいる、つまり、それら親族に名義を借りているのに過ぎない預金**をいう。名義預金と判定される可能性の高い預貯金には、

- (1) **嫁いだ娘の旧姓のままの預貯金**
- (2) **子が遠方に居住しているのに親の取引銀行等に預け入れられている預貯金**
- (3) **銀行等への届出印が親と同一の預貯金**
- (4) **満期等の預け替えの手続きの署名を親が行っている預貯金**
- (5) **名義人が普段使っている預貯金と異なる届出印で預入れだけが行われている**

預金

- (6) 預貯金の管理は親が行っており、子供に処分権がない預貯金(子供が自らの判断で処分できない預貯金)

などが考えられる。

2. 贈与の時効と名義預金

相続人等にとって自分の名義になっている預貯金で、贈与税の時効が成立していると思われるものについては、時効を主張して相続財産ではないと考える場合があるが、多くの裁決事例や判決では、名義預金などの判定については、管理処分権やその預貯金等の原資などを中心に判定をし、相続人等の主張はほとんど退けられている。

3. 被相続人名義以外の名義による預貯金の帰属についての判定基準

- (1) 当該財産の購入原資の出捐者
- (2) 当該財産の管理及び運用の状況
通帳、証書、印鑑の保管場所。印鑑は親のものと同じでなく、子供のものになっているか？
受贈者が知らない、贈与の事実を受諾していない、自由に処分できない
- (3) 当該財産から生ずる利益の帰属者
- (4) 被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係
- (5) 当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯
- (6) 預け入れ、引出手続きの書類の筆跡
- (7) 贈与税申告の有無
- (8) 贈与契約書の存在の有無、贈与契約書の署名、使用された印鑑などの検証等を総合考慮して判断することが必要である。

V. 実務上の判断（概要）

実務上の判断として、相続人等(妻、子、孫)の預金でも

1. 利息が被相続人の預金に入金されたり、被相続人が使ったりしている。
2. 元金等が被相続人の預金と合算されて被相続人の口座に再預金されている。
3. 被相続人の預金、生活費と混同されている。
4. 通帳、証書、印鑑等が完全に区分、管理されていない。

5. 被相続人と相続人との預金が、同一銀行に同一日に預け入れられている場合等で入金(伝)票が同一筆跡になっている。

6. 印鑑が同一になっている。

7. 贈与税の申告がされていない。

等の場合については、たとえ相続人名義の預貯金であっても、その所属が問題となる可能性が高い。

VI. 名義預金等の今日的課題

1. 高齢者の増加

今までの名義預金は被相続人の意思を前提として贈与者の意思決定により行われていた。

しかし、昨今の社会状況により、贈与者は認知症等により自らに意思を表明することができず、受贈者の意思決定より行われることが散見される。

2. 課税庁否認形態

贈与者の意思確認を欠き、受贈者のみの意思により行われた行為

(1) 相続開始当時存在が確認できるもの

名義預金等

(2) 相続開始当時存在が不確定なもの

不法行為又は不当利得とした損害賠償請求権又は不当利得の返還請求権

3. 生活費の残り

専業主婦である相続人(妻)が、被相続人(夫)から毎月生活費を渡され、その生活費の残りは妻の口座に入金されていた(F0-3-312 裁決)。

請求人は、本件預貯金等は被相続人から妻Aへ生活費等として生前贈与されたものを貯蓄して形成されたものであり、**生活費の余剰金については、口頭による贈与契約があった旨主張**する。しかしながら、①仮に被相続人が妻Aに生活費として処分を任せて渡していた金員があり、生活費の余剰分は自由に使ってよい旨言われていたとしても、このような**言辞が直ちに贈与契約を意味してその預金等の全額が妻Aの特有財産となるものとはいえないこと**、②生活費の余剰金が妻Aに**贈与されたことを具体的に明らかにする客観的証拠はないこと**、③妻A等が述べる被相続人の性格からは、被相続人が妻Aに対し、**生活費の余剰をすべて贈与したというのは不自然**であることなどから、被相続人から妻Aへの生活費の余剰金の贈与を認めるに足りる証拠は見当たらないので、この点に関する請求人の主張には理由がない。

4. 子供が就職して親に食費を渡して、親は子供から渡された金銭を子供名義で預金していた場合

4. 税理士の目途とするもの

相続開始当時に名義預金等の確認が困難であっても、被相続人以外の者が被相続人の意図しない(相続人等が被相続人の了解を得ずに)被相続人の財産に損害を与えた場合(勝手に預金を引き出した場合)

このような場合、相続税申告の依頼窓口となるのは上記のような相続人等となるため相続税申告のみを依頼された税理士が現状を正確に把握することは困難であろう。

税理士は過去の金融取引についてできる限りの資料を収集し、不明点については繰り返し相続人に資料の提供・説明を求める必要がある。

相続人間で意見の一致ができない場合

Ⅶ. 親族名義預貯金の帰属・生前贈与の有無】

東京地方裁判所平成25年(行ウ)第104号更正すべき理由がない旨の通知処分¹の取消 訴訟事件(棄却)(控訴) 国側当事者・国(処分行政庁 加古川税務署長) 平成26年4月25日判決【税務訴訟資料 第264号－85(順号12466)】 Z264－12466

要 点

＜ 相続税の申告書に記載した名義預金は相続財産ではなかったとした更正の請求が認められなかった事案＞

納税者(原告)は納税者及び納税者の子らの名義の預貯金について、相続財産として計上して相続税の申告をした後、預貯金は生前に贈与を受けたものであるから相続財産ではなかったとして更正の請求を行いました。課税庁から更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたため、この処分を不服とした納税者が取消しを求めて訴えたのが本事案です。

地裁は、金員の具体的な用途につき被相続人の意思を反映する余地を残す意図があったとして、納税者の請求を棄却しました。

これを不服とした納税者は控訴しましたが、控訴審でも棄却、さらに上告をしましたが、上告審では棄却・不受理とされました。

概 要

(1) **贈与する旨の書面** 未作成

(2) **被相続人の行為**

亡乙は、相続税対策として、毎年のように、贈与税の非課税限度額内で、原告ら親族の名義で預貯金の預入れを行っていた

(3) **証書の場所** 亡乙の手元 親族らに交付なし

(4) **解約形態**

原告において具体的な資金需要が生じたり、亡乙自身において具体的な資金需要が生じた際に、必要に応じてこれを解約

(5) **資金の流れ**

上記(4)により解約された各預貯金の金額とは直接関係のない金額を現実に贈与したり、あるいは自ら使用することを予定していた

(6) **相続開始**

亡乙(大正7年3月31日生)は、平成21年4月25日に死亡した。

(7) **相続人等**

亡乙の相続人は、妻である丙(以下「丙」という。大正14年9月29日生)、前妻との間の長男である丁(以下「丁」という。昭和23年7月30日生)、同じく二男である戊(以下「戊」という。昭和27年6月1日生)及び同じく長女である原告(昭和32年1月11日生。原告は、昭和62年に婚姻し、甲姓となった)である(以下、丙、丁、戊及び原告を「本件共同相続人」という。)

(8) **相続人等の住所**

亡乙の死亡時、亡乙、丙及び丁の住所地は兵庫県加古郡I町(以下「I町」という。)内、戊の住所地は兵庫県神戸市内、原告の住所地は東京都大田区内にあった。

(9) **預金等**

① **亡乙の死亡当時**

丙、丁、A、B、戊、C、D、E、F、原告(J名義を含む。以下同じ。)、G及びHの名義の定期預貯金合計45口(以下「本件申告預貯金」という。)が存在していた。本件申告預貯金のうち、原告ら名義のものは10口(合計828万2785円)であり(別表2)、戊及びC名義のものは11口である(別表3)

② **解約されているもの**

亡乙、丙、丁、A、B、戊、C、D、原告の名義の定期貯金合計34口が存在していたが、これらは、平成14年3月から平成16年2月までの間に解約されていた(解約金額の合計は2399万0667円。以下、これらの解約を「本件解約」、これらの定期貯金を「本件解約済貯金」という。)。本件解約済貯金のうち、原告名義のものは8口であった。

(10) 更正の請求

原告は、処分行政庁に対し、平成23年2月22日、本件申告預貯金のうち、原告ら名義の定期預貯金については、亡乙が生前に各名義人に対して贈与したものであるにもかかわらず、相続財産として相続税を申告してしまったという理由で、亡乙の死亡に係る相続税の更正の請求をした(以下「本件更正の請求」という。)。なお、原告を除く亡乙の本件共同相続人は、更正の請求をしなかった

2 争点

本件の主たる争点は、亡乙と原告との間で、本件申告預貯金のうち原告ら名義のもの(以下「本件原告ら名義預貯金」という。)を亡乙が**原告らに対して生前に贈与する旨の贈与契約が成立していたか否か**という点である。

3 争点についての当事者の主張

(1) 原告の主張の要旨

ア 生前贈与について

亡乙は、昭和55年頃から、**贈与税の非課税枠の限度内で、毎年、各推定相続人や孫らに対して、各推定相続人や孫の名義で定期預貯金をするという形で贈与**していた。

原告も、亡乙から、昭和55年頃、原告名義の定期預貯金関係の書類を見せられて、「わしが死んだらえらい税金やから、毎年、非課税枠の限度内で推定相続人らに贈与をする」というような趣旨のことを言われ、推定相続人の1人として、贈与を受けることにした。

亡乙が原告らに対して本件原告ら名義預貯金を贈与する旨の契約が成立し、それが履行されたことは、以下の事実経過からも明らかである。

(ア) 乙が作成したメモ(甲39の2から5まで)には、亡乙が、①昭和55年11月5日、農協において**原告名義で60万円の定期預金(ママ)**をしたこと、②昭和57年5月8日、L信用金庫において原告名義で60万円の定期預金をしたこと、③昭和63年3月14日、農協において原告名義で60万円の預金(ママ)をしたこと、④平成元年7月27日、L信用金庫において原告名義で60万円の定期預金したことを示す記載がある。

(イ) K農業協同組合の原告名義の定期貯金については、原告が、名義人である原告の姓が乙のままであり、住所が兵庫県加古郡I町(実家)のままであることを亡乙に指摘したところ、亡乙から、印鑑と住民票を持って来いと言われたので、それらを亡乙に渡した結果、平成11年11月25日に姓及び住所が変更された。

(ウ) 以下略

イ 相続税の申告納税を行うまでの経緯等

(ア) 丁は、平成22年1月半ば、相続人全員の相続税の申告を〇税理士(以下「〇税理士」という。)及びP税理士(以下「P税理士」という。)に依頼したらしく、相続税の申告期限である同年2月25日まで、時間的な余裕があるとはいえない状態であった。

平成22年2月上旬、丁が、亡乙の財産とはっきり区別されて保管されていた「相続人ら名義の複数の定期預金証書」を「発見」し、〇税理士に告げたところ、〇税理士から、それらの定期預金を亡乙の相続財産として申告することを勧められたそうである。

丁から電話でそのことを聞いた原告は、約30年前から、それらの定期預金の存在を知っており、亡乙の気持ちをありがたく感じていたので、「何をばかな」と逆上した。

〇税理士は、丁に対して、「これらの定期預金を相続財産として正直に申告して納税すればこれらの定期預金に対する相続税は数百万円ですむが、これらを隠し立てして見付かった場合は、数千万円とられることがある」という言い方をしたらしい。原告は、そのことを聞いて激怒した。亡乙も原告も別に隠し立てをしたわけではない。原告としては、なるべく冷静に〇税理士に「なぜ、そうなるんですか」といろいろと法律上の根拠等について質問をしていたら、〇税理士は、丁に対して、平成22年2月中旬に、「甲さんの代理はようせん(できない)」と一方的に原告の申告代理を辞任すると宣言した。

原告は、丁から、〇税理士が原告の代理をしないと聞いた。原告が、相続財産の総額を変更するなら、相続人全員の申告書を書き換えなければならないが、申告期限までわずか数日しかないのに、全ての書類を書き換え、相続税の計算をし直すことはほとんど不可能であるか、大変な危険を伴った。原告は、そのような危険を冒すべきではないと考え、一旦申告納税して、後に更正の請求をするという方法が最良であるという結論に達した。

原告は、相続税の申告期限の2日前の平成22年2月23日、誠に不本意ながら、やむを得ず、原告の認識とは異なり、〇税理士の作成した相続税の申告書や遺産分割協議書の内容、すなわち別表2原告ら名義の預貯金(本件原告ら名義預貯金)の内訳の定期預貯金を相続財産として、相続税の申告をし、納税をした。(イ) 原告は、処分行政庁に対し、平成23年2月22日、相続税の更正の請求書を郵便で発送した。

原告以外の相続人も、原告と同様に、亡乙から、生前贈与を受けていたが、原

告以外の相続人は、○税理士の機嫌を損ねることを恐れ、更正の請求をしなかった。すなわち、丁は、I町の町会議員をしており、平成23年4月の選挙は、定数が一気に削減されることが決まっていたことなどから、激戦が予想されていたところ、○税理士は、I町に住んでおり、今回の選挙でも、何事もなければ、丁の応援をしてくれる見込みであり、○税理士には、○税理士の家族や、従業員、友人、知人など、ある程度の集票が見込めたことから、丁は、○税理士の機嫌を損ねる可能性がある行動は一切取りたくなかったのである。

丁自身は、更正の請求をするつもりはまったくなかったし、原告に対しても、「あんまりしてほしくない」と言ったが、原告が更正の請求をすれば、原告の気持ちを察してくれ、「するな」とは言わなかった。

戊にも、亡乙の気持ちに反する申告をしたことについて残念な気持ちがあったので、丁に町会議員の選挙が迫っており、**丁が○税理士の機嫌を損ねることを恐れているという事情さえなければ、戊も、更正の請求をしていたことが事実であるが、原告が戊に対して「丁は余り更正の請求をしてほしくないと言っていた」ということを伝えると、戊は、「自分は止める」と答え、更正の請求をしないことにした。**

原告以外の相続人は、亡乙から、贈与を受けていなかったから、更正の請求をしなかったわけではない。

(2) 被告の主張の要旨

ア 相続財産であるかどうかの判定は、財産の名義にかかわらず実質的にすべきであること。

相続開始時点において、預貯金等が被相続人に帰属するものであったか否かを判定するに当たっては、当該預貯金等の名義も一つの判断要素となり得るものではあるが、他方で、**一般に、親族間においては、他人(親族)名義で預貯金口座を開設することも広く行われているため、その原資の出捐者、口座開設の意思決定及び手続を行っていたのは誰か、その預貯金口座の管理又は運用による利益を収受していたのが誰かなどといった点も重要な要素となる**というべきであり、実際に預貯金等が帰属する者の認定は、これらの諸要素、その他名義人と実際に管理又は運用をしている者との関係等を総合考慮してすべきものと解される。

イ 本件申告預貯金は亡乙に帰属するものであること。

以下のような事実関係を総合考慮すれば、本件申告預貯金は、本件相続開始日において、亡乙の財産に属していたと認められる。

(ア) 亡乙が、本件申告預貯金に係る証書を保管していたこと。

亡乙は、本件相続開始日において、本件申告預貯金に係る全ての証書を、

同人が使用していた机の引出し内に保管していた。このことからすれば、亡乙は、死亡するまで、本件申告預貯金に係る定期預金証書を、かかる保管場所にて自ら保管していたものと推認することができる。

本件申告預貯金はいずれも定期預金及び定期貯金であり、定期預貯金証書は同預貯金を解約し、出金するために必要不可欠なものであるところ、仮に、**亡乙の生前において各名義人との贈与契約が成立しており、本件申告預貯金が原告ら親族に移転していたとすれば、これらの証書もまた、原告に交付されていてしかるべきであるにもかかわらず、死亡時までなお亡乙がこれを所持しており、そのことに格別の事情があることもうかがえないから、このことは、本件申告預貯金が相続財産であったことを示す重要な要素となるものである。**

(イ) 亡乙が、原告ら親族の名義となっている定期貯金を管理運用し、名義変更や解約等の手続をしていたこと。

亡乙は、生前、原告ら親族の名義となっているこれらの定期貯金の管理を各名義人に任せることなく、自らこれを開設した後も、自身で管理し、また解約する等を行っていたことは明らかである。

仮に、原告と亡乙との間で、本件原告ら名義定期預貯金について生前贈与が成立していたのであれば、亡乙がこれを自由に解約したり、また、解約金を自己の用に供することは考え難いところであり、このことも、本件申告預貯金が本件相続開始時においてなお各名義人に移転しておらず、相続財産であったことを示す事情となる。

(ウ) 亡乙が、原告ら親族名義の口座内の定期貯金を自らの用に供したこと。

亡乙は、複数の定期貯金口座を同時に解約し、平成14年5月20日、これらの解約金を、自らが使用している亡乙名義の普通預金口座に入金した。そして、亡乙は、同年9月30日には2100万円をM宛ての小切手として振り出して、Mから本件土地を購入している。このことからすると、**亡乙は、原告ら親族の名義となっている定期貯金口座内の貯金をもって本件土地を購入したと解され、本件申告預貯金内の貯金を自らのものとして使用していたことは明らかである。**

(エ) 丁らが、本件相続開始時まで本件申告預貯金の存在を知らず、本件相続税の申告時においても亡乙のものであると認識していたこと。

丁は、本件更正の請求における調査の際、本件相続開始時において自己名義の本件申告預貯金の存在を知らなかった旨説明しており、かつ、本件共同相続人は、全員が**本件申告預貯金を相続財産として申告をして、原告を除き更正の請求もしていない。**すなわち、本件申告預貯金が亡乙の相続財産ではないと主張しているのは本件共同相続人の中で原告のみであり、丁らは、処分行政庁に対して本件申告預貯金がそれぞれの名義人に属するものである旨申し出ることなく、更正の請求もしていない。このように、**原告を除く本件共同相**

続人は全員、本件申告預貯金は亡乙に帰属するものであると認識している。

(オ) 預金の通知

本件原告ら名義預貯金のうち、一部については、K農業協同組合及びL信用金庫から、通知が原告らに送付されていたが、その余については、通知が亡乙の住所地に送付され、又は期日案内不要とされて通知がされていなかった。

ウ 小括

以上のとおり、亡乙は、本件申告預貯金に係る口座を開設した後、**死亡するまでこれを自ら管理、運用し、また、自らのものとして使用していたことが認められる**一方で、**本件共同相続人は、本件申告預貯金の存在すら認識しておらず、預入れ、管理その他の運用又は使用に何ら関与していなかった**のであるから、本件申告預貯金、その一部である本件原告ら名義預貯金は、本件相続開始時において、いずれも亡乙に帰属する財産であったことが明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 亡乙及び原告の生活状況等

ア **亡乙**は、I町の居を構え、材木店の経営、土地の売買や駐車場経営を行い蓄財していた。町会議員を数期にわたって勤めており、最後は町会議長となって引退した。そして、**丁は、父の事業を引継ぐとともに、現在、町会議員を勤めている。**

イ **原告**は、東京の大学に入学してから現在に至るまで、数年間を除いては、東京に居住している。原告は、昭和●年秋、●歳のときに司法試験に合格し、昭和●年4月に**弁護士登録**した。原告は、亡乙や丁の選挙の際、帰省して、その応援活動を行っていた。

(2) 亡乙による原告ら親族の名義での預貯金の預入れ

アからウ 略

エ 預貯金証書の保管状況

亡乙は、本件申告預貯金等に係る**定期預貯金証書を自ら保管しており、名義人である原告ら親族に交付することはなかった**

(3) 本件申告預貯金等の登録事項の変更手続(平成11年11月25日)

ア 原告は、平成11年頃、原告名義の定期預金証書の民名、住所、届出印変更を求めて、亡乙に対して、住民票と変更用の届出印を送付した。

イ 原告名義の預貯金について

(ア) 本件申告預貯金のうち、別表2番号1、2及び4の原告名義の定期貯金について、**亡乙により**、平成11年11月25日、原告が亡乙に送付した住民票及び「甲」の印影の印鑑を用いて、口座の**名義人の氏名を「J」から「甲」に、住所を原告の実家である亡乙の住所から原告の住所に変更するとともに、登録印を「乙」の印影の印鑑から「甲」の印影の印鑑に変更**する手続がされた。

なお、別表2番号6及び7の原告名義の定期預金は、口座の名義人の氏名を「J」、住所を亡乙の住所地とするものであったが、当初の登録事項を変更する手続はされなかった

(イ) 本件解約済貯金のうち、一部の原告名義の定期貯金について、亡乙により、平成11年11月25日、上記(ア)と同様にして、口座の名義人の氏名、住所、登録印を変更する手続がされた。

ウ 以下略。

(4) 平成14年以降における定期貯金の解約の状況とその用途等

ア 解約の状況

(ア) **亡乙は**、定期貯金について、平成14年3月18日、同年5月2日、同年5月20日、同年10月30日、同年11月1日、同年12月3日、同年12月20日、平成15年1月24日の**8回にわたり、口座を解約する手続**をした(甲4、5、乙24から31まで、弁論の全趣旨)。

このうち、平成14年5月2日に解約された**原告ら親族名義(原告名義のものを含む。)の定期貯金口座**の残高は合計303万0010円(うち原告名義の定期貯金口座の残高は72万7948円)であり、**現金で払い出**された。また、同月20日に解約された**原告ら親族名義(原告名義のものを含む。)の定期貯金口座**の残高は合計835万4176円(うち原告名義の定期貯金口座の残高は合計310万1550円)であり、K農業協同組合の**亡乙名義の普通預金口座(ママ)に入金**された。

(イ)から(ウ) 略

イ 解約金の用途等

(ア) **亡乙は**、平成14年6月3日、上記の亡乙名義の普通預金口座(ママ)から**500万円を現金で出金し、原告に交付**した。これにより、同口座の残高は、1778万9156円から1278万9156円となった。そして、原告は、平成14年6月4日、亡乙から交付を受けた現金500万円をR銀行(現S銀行)三田通支店の原告名義の普通預金口座に入金した。

この点について、原告は、亡乙が解約した原告名義の預金(ママ)の全額を

受け取っており、亡乙から同年6月3日に受領した現金は五百数十万円であったと主張し、これに沿う原告の陳述書(甲35)の記載がある。しかしながら、上記のとおり、**亡乙が平成14年5月2日及び20日に解約した原告名義の貯金の金額は合計約382万円にすぎないこと**(同月の時点において解約可能な原告名義の貯金は他にもあったが、解約されなかったこと)、また、**同年6月3日に亡乙名義の普通預金口座(ママ)から出金された金員及びその翌日に原告名義の普通預金口座に入金された金員はいずれも500万円**であり、亡乙がこれを超える金額の現金を原告に交付したことを裏付けるに足りる客観的な証拠はないことからすると、上記の原告の主張は採用することができない。

(イ) 原告及びその夫である原告代理人は、上記(ア)の金員の交付に先立つ平成14年3月21日、不動産業者から、自宅の隣接地(東京都大田区の土地。宅地100.09平方メートル)を代金5298万円で購入し、手付金500万円を同業者に支払っていた。原告は、上記購入に先立ち、実家に立ち寄った際、亡乙に対し、残代金を決済する際には、かなりの諸費用が掛かることを亡乙に報告したところ、亡乙は、上記(ア)のとおり原告に金員を交付し、原告は、これを上記土地の購入の原資の一部などに充てた。(甲25、35、乙8)

(ウ) **本件土地**については、当初、丁がKから融資を受けて購入する予定であったが、融資をうけることができなかったことから、亡乙が購入することとなった(甲5、乙41)。**亡乙は、平成14年9月30日、上記の亡乙名義の普通預金口座(ママ)に種々の入出金がされた後の残高2986万4200円を原資として2100万円の小切手を振出し、これを本件土地の売買代金としてその売主であるMに交付し。**

(エ) なお、原告は、戊が、平成14年頃、亡乙から、現金七百数十万円を受け取ったと主張し、これに沿う戊の陳述書(甲1)がある。しかしながら、同陳述書は極めて簡潔な内容であり、それに沿う**金員の動きを裏付ける客観的な証拠もない**ことからすると、これを直ちに採用することはできない。また、原告は、本件解約済貯金のうち丙名義のものは、丙名義の300万円と50万円の定期預金と普通預金等になったものである旨主張するが、これを裏付けるに足りる的確な証拠はない。

(5) その後の登録印の保管状況

亡乙は、本件申告預貯金の登録印として用いられていた「甲」又は「Q」の印影の印鑑を保管していたが、平成15年以降、原告又は戊に対し、それぞれ、上記印鑑を交付した。

(6) 本件更正の請求に至る経緯等

- ア 丁は、本件共同相続人全員の相続税の申告を○税理士及びP税理士に依頼した(乙4、弁論の全趣旨)。
- イ 丁は、平成22年2月上旬、亡乙の机の引き出しの中から、本件申告預貯金に係る定期預貯金証書を見付け、その旨を○税理士に告げたところ、○税理士から、それらの定期預金を亡乙の相続財産として申告することを勧められた。
- ウ 原告は、本件申告預貯金のうち、本件原告ら名義預貯金については、各名義人が亡乙から生前に贈与を受けたものであると認識しており、**本件申告預貯金を亡乙の相続財産として申告するという○税理士の方針に反対**したが、本件相続税の申告期限(平成22年2月25日)が迫っていたため、同月21日頃、○税理士が作成した本件遺産分割協議書に署名及び押印し、これを丁に郵送した上、丙、丁及び戊と同様に、原告自身も、本件遺産分割協議書の内容に沿って、本件申告預貯金が相続財産として記載された申告書を提出した。
- エ 原告は、処分行政庁に対し、平成23年2月22日、本件申告預貯金のうち、本件原告ら名義預貯金については、亡乙が生前に各名義人に対して贈与したものであるにもかかわらず、相続財産として相続税を申告してしまったという理由で、本件更正の請求をした〔前提事実(7)〕。
- オ 加古川税務署の職員は、平成23年4月から6月までにかけて、本件更正の請求に係る調査を行った。同年5月24日に行われた調査において、**丁は、加古川税務署の職員に対し、①自宅で亡乙の遺品を整理していたところ、亡乙が使用していた机の引き出しから、多くの定期預金証書を発見したこと、②丁はこれらの定期預金の存在を知らなかったことから、相続財産になると判断したこと、③原告に対して定期預金が相続財産に含まれることを伝え、原告は贈与を受けたものであるとして納得しなかったこと、④亡乙から、平成14年に丁名義の預金を解約することを聞いたことはなく、解約の内容も知らなかったことなどを述べた。**

2 検討

- (1) 原告は、亡乙が原告に対して、昭和55年頃から、毎年、贈与税の非課税枠の限度内で贈与をする旨約したことにより、**贈与契約が成立**し、以後、原告ら名義等の本件申告預貯金等の預入がされたことにより、贈与が履行された旨主張する。
- (2) 上記認定事実によれば、①本件申告預貯金等の預入金額(又はその元金と推測される金額)は、概ね贈与税の基礎控除額(60万円、平成13年1月1日以降の贈与について110万円)の範囲内にあること、②本件原告ら名義預貯金等は、平成4年から平成11年までの間においては、概ね1年に1回の頻度で新たに預け入れられていることがうかがわれ、それ以前の期間においても、1

年に1回程度の頻度で、新たに預け入れられていたことがうかがわれること、③本件原告ら名義預貯金等のうち、平成11年11月25日以前に存在していたものについては、L信用金庫の2つの口座を除き、同日付けで、原告の住所地への住所変更、旧姓から現在の姓への氏名変更、届出印の変更(以下「平成11年の住所変更等」という。)が行われていること、④本件原告ら名義預貯金等の(以下「平成11年及び12年開設口座」という。)については、当初から原告の住所地が住所とされ、届出印も原告が用意した「甲」の印影の印鑑が使用されたこと、⑤亡乙は、平成14年頃に行われた本件解約に伴い、本件解約済貯金を原資として、原告に対して500万円を交付していること、⑥原告は、平成15年以降、亡乙から、変更後の届出印の返還を受け、所持していたことが認められる。

- (3) 他方、上記認定事実及び証拠(文中記載のもの)によれば、①亡乙は、昭和55年頃から、**原告ら親族の預貯金口座を多数開設していたところ、これらを一括して手帳に記録していたほか、上記の手帳の記録には亡乙本人の預金も含まれていたこと**、②本件申告預貯金等に係る口座は、いずれも、亡乙が、自らの財産を原資として定期預貯金を開設したものであり、平成11年11月25日以前に預入れられたものについては、預入れの際、名義人の住所は亡乙の住所地とされ、届出印は亡乙が保管していたものが利用されたこと、③平成11年の住所変更等の手続や、平成11年及び12年開設口座に係る手続も、亡乙が行ったものであること、④亡乙は、上記各手続をした後も、本件申告預貯金等に係る証書を自ら保管し、原告ら親族に交付することはなかったこと、⑤亡乙は、平成14年5月2日と同月20日、丙、丁、A、戊、C及び原告名義の預貯金(ママ)を解約し、その合計額は約1138万円、そのうち原告名義の預貯金(ママ)は約382万円であったところ、亡乙は、原告に対し、同年6月3日、解約済の原告名義の預貯金(ママ)の金額を上回る500万円を交付したこと、⑥亡乙は、上記の平成14年5月20日における解約金を自己のK農業協同組合の普通預金口座(ママ)に入金し、同口座の資金を本件土地の購入資金に充て、亡乙名義で本件土地を取得したこと、⑦亡乙は、平成15年以降、原告に対して変更後の届出印を返還した後も、本件申告預貯金に係る証書を自ら保管していたことが認められる。そして、⑧原告においては、平成11年の住所変更等の手続の以前において、本件原告ら名義預貯金等の全容を正確に把握していたとはいえない。また、⑨丁においては、亡乙の生前において、本件申告預貯金の存在を認識していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上の諸点に加え、**本件申告預貯金等を贈与する旨の書面が作成されていないこと**をも勘案すれば、亡乙は、**相続税対策として、毎年のように、贈与税の非課税限度額内で、原告ら親族の名義で預貯金の預入れを行っていたもの**

の、証書は手元に保管して原告ら親族に交付することはせず、原告において具体的な資金需要が生じたり、亡乙自身において具体的な資金需要が生じた際に、必要に応じてこれを解約し、各名義人の各預貯金の金額とは直接関係のない金額を現実に贈与したり、あるいは自ら使用することを予定していたとみるべきである。したがって、亡乙においては、昭和55年頃当時又はその後の各預入の当時、将来の預入金額又はその後の預入に係る各預入金額を、直ちに各名義人に贈与するという確定的な意思があったとまでは認められないというべきである。

これに対し、原告は、亡乙が証書を保管していたことにつき、原告が証書を東京で保管していても預貯金を下ろすことはできないし、特に金員を必要とする事情もないことから、そのままI町に置いていたのであり、亡乙は、他人の財産を預かっていたにすぎない旨主張する。しかしながら、上記1(4)で認定した平成14年以降における定期貯金の解約の状況とその使途に照らすと、亡乙が証書を保管していたのは、それまでに預け入れられた金員の具体的な使途につき亡乙が自己の意思を反映する余地を残す意図があったためであるといわざるを得ない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、平成15年1月6日からは「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、原則として本人でなければ本人名義の預金を下ろすことができなくなり、同日以降、亡乙は、原告名義の定期預貯金の管理処分権を完全に喪失したといえる旨主張する。しかしながら、同法が施行されたからといって、これを契機として、直ちに亡乙の贈与意思が確定的なものとなったと評価することはできないから、原告の上記主張は採用することができない。

東京高等裁判所平成26年(行コ)第187号更正すべき理由がない旨の通知処分
の取消 請求控訴事件(棄却)(上告・上告受理申立て) 国側当事者・国(処分
行政庁 加古川税務署長) 平成26年10月22日判決【税務訴訟資料 第26
4号-170(順号12551)】 Z264-12551

概要

判 示 事 項

1 略

2 略

3 控訴人の主張

控訴人は、①亡乙が控訴人ら親族名義の定期貯金を解約したのは、平成14年だけであり、ただ一度だけの例外的な事象を一般化すべきでないこと、②亡乙は、平成15年以降、控訴人及び戊名義の定期預貯金の届出印を所持していな

かったのであるから、必要に応じてこれらを解約することはできなかったこと、③亡乙が控訴人名義の定期貯金を解約して一旦亡乙名義の口座に入金したのは、控訴人に渡すまでの2週間程度保管するためのものであったことを理由として、控訴人ら名義預貯金等について亡乙からの贈与を認めるべきであると主張する。

4 定期預金解約事実

亡乙が控訴人ら親族名義の定期貯金を解約したのは、平成14年3月18日、同年5月2日、同月20日、同年10月30日、同年11月1日、同年12月3日、同月20日、平成15年1月24日の**8回**にわたる。

5 証書の保管

亡乙は、平成15年以降も、本件申告預貯金の証書を控訴人及び戊を含む各名義人に渡すことなく、自ら保管し続けていたことが認められる。

6 解約後の資金

亡乙は、平成14年5月2日及び同月20日、丙、丁、A、戊、C及び控訴人名義の貯金を解約し、その合計額は約1138万円、そのうち控訴人名義の貯金は約382万円であったところ、亡乙が、同月20日における解約金を自己の普通貯金口座に入金し、これを亡乙名義で土地を購入する資金に充てるとともに、同年6月3日、控訴人に対し、解約済みの控訴人名義の貯金の金額を上回る500万円を交付した。そうであるとする、亡乙が控訴人名義の定期貯金を解約して一旦亡乙名義の口座に入金したのは、単に控訴人に渡すまでの間保管するためのものであったと認めることはできない。したがって、控訴人の上記主張③も採用することができない。

最高裁判所(第三小法廷)平成27(行ツ)第46号、平成27年(行ヒ)第50号更正 すべき理由がない旨の通知処分¹の取消請求上告及び上告受理事件(棄却・不受理)(確定) 国側当事者・国 平成27年6月30日決定【税務訴訟資料第265号－104(順号12687)】 Z265－12687

第1 主文

- 1 本件上告を**棄却**する。
- 2 本件を上告審として**受理しない**。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

類似Ⅰ．（生前贈与は認められたが、相続開始前3年以内とされた事例）

東京地方裁判所平成 17 年(行ウ)第 615 号相続税の更正処分取消等請求事件(棄却)(確定)

(1) 納税者ら名義の各定期預金は、被相続人が開設した納税者ら名義の定期預金口座に預け入れられた定期預金が数次の書替えを経たものであるところ、その手続が当初預入れから十数年にわたり、被相続人名義及び本件申告書において相続財産として申告された被相続人の妻名義の各定期預金とほとんど同じ機会に行われており、すべて被相続人が行ってきたものであることからすれば**本件各定期預金が解約される平成 13 年 5 月 15 日の時点までは、被相続人が自身の財産として一括して管理**していたとみるべきものであって、名義人である納税者らが自ら管理にあたっていないことはもちろん、これらを自由に処分できる状況にあったとも認め難い。

そうすると、本件各定期預金は、同日時点までは、被相続人に帰属する財産とみるのが相当であって、それよりも前に、被相続人から納税者らに対する贈与がされていたとは認められないとされた事例

(2) 平成 13 年 5 月 15 日に、被相続人の承諾を得た上で、納税者が被相続人が管理していた納税者ら名義の各定期預金の解約手続を実行し、その解約金はすべて納税者らが管理していると認められる納税者ら名義の各普通預金口座に振り込まれたというのであるから、本件各定期預金は、その時点で被相続人から納税者らに対する贈与が行われ、その履行がされたものであると認められ、本件**相続開始は平成 13 年 12 月 15 日**であるところ同日は、**相続開始日前 3 年以内に当たる**から、相続税法 19 条(相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額)の規定により、本件相続に係る原告らの相続税の課税価格に加算されるべきものといえることができるとされた事例

(3) 原告ら名義の口座に預け入れられた定期預金については、平成 4 年 6 月 5 日、被相続人から原告らに対して、印鑑と通帳を交付することにより贈与がされ、その履行も終わったものであるとする原告らの主張が、**本件定期預金の書替えの都度、被**

相続人に通帳・印鑑を交付していたと納税者らが主張している点は、書替え時の実際の手続とも齟齬することは明らかである。

類似Ⅱ. 贈与証書あり（土地の持ち分の贈与）

平 19-05-29 裁決 コード番号 F0-3-216

1. 事案の概要

本件は、共同審査請求人２名（以下「請求人ら」という。）が、亡父名義になっていたそれぞれの居住する建物の敷地は、父から生前に贈与を受けた又は譲り受けたものであるから相続財産ではないとして、亡父の相続に係る相続税の期限後申告をしたところ、原処分庁が、上記の贈与又は譲受けの事実はなく、当該敷地は相続財産であるなどとして相続税の各更正処分及び無申告加算税の各賦課決定処分をしたことから、請求人らが上記各処分の一部の取消しを求めた事案である。

2. 基礎事実（当事者間に争いがなく、当審判所の調査によっても認められる事実）

(1) 遺言公正証書

本件被相続人が、平成 9 年 2 月 25 日付で作成した**遺言公正証書**(以下「本件遺言公正証書」という。)には、要旨次の記載がある。

本件土地1の持分 160 分の 125(以下「本件土地 1 持分」という。)を請求人■■に相続させる。

(2) 本件贈与証書の存在・内容

請求人■■■は、要旨次の事項が記載された書面(以下「本件贈与証書」という。)を所持している。

- ① 表題 **不動産贈与証書**
② 本文

「一、不動産の表示 ■■■宅地 483.99平方メートル 前記の**不動産13/16**
私所有 3/16■■■■所有のところ本日之れを 13/16■■■■に無償贈与
致しました斯る上は今後私に於てこの贈与物件に対し些も異議申出ません依て
後日のため不動産贈与証書差入れます」

- ③ 日付 昭和 56 年 12 月 28 日
- ④ 作成者 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 贈与者 ■■■■■■(■■■の押印)
- ⑤ あて名 ■■■■
- ⑥ 確定日付 昭和 56 年 12 月 28 日付の確定日付(■■■■■■■■)

(3) 申告状況

請求人らは、本件土地1持分を相続財産から除外して本件期限後申告した。

本件土地1についての本件被相続人から請求人■■■への所有権(持分)の移転登記の状況

番号	原因	受付年月日	原因年月日	移転持分
1	贈与	昭和 54 年 4 月 20 日	昭和 54 年 4 月 19 日	16分の1
2	贈与	昭和 55 年 11 月 13 日	昭和 55 年 11 月 12 日	16分の1
3	贈与	昭和 56 年 12 月 10 日	昭和 56 年 12 月 9 日	16分の1
4	贈与	昭和 61 年 11 月 7 日	昭和 61 年 11 月 6 日	160分の5
5	相続	平成 16 年 4 月 23 日	平成 15 年 6 月 17 日	160分の125

守田注:贈与証書の日付は昭和 56 年 12 月 28 日

類似Ⅲ. 贈与税申告あり(同族会社の株式)

本件は、審査請求人(以下「請求人」という。)が、**相続税の申告において相続財産としていた株式は、被相続人から贈与により取得したもので平成 6 年分の贈与税の申告を行っていたものであったとして、国税通則法(以下「通則法」という。)第 23 条《更正の請求》第 1 項に規定する**更正の請求**をしたのに対し、原処分庁が、当該株式の贈与の事実は認められず当該株式は相続財産であるとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が、同通知処分の全部の取消しを求めた事案である。**

(1) 被相続人

- ① 贈与についての取締役会の承認はない
- ② 本件**株式を担保**にした場合の株式の名義人が**贈与がない場合**となっている。
- ③ 所得税の確定申告における**財産債務の明細は贈与がない場合**となっている。

(2) 相続人

- ① 株券の発行について、被相続人名義であることに**異議**を言っていない。
- ② 株券を借入れ担保に入れる取締役会議事録に**押印**している。
- ③ 後日付の贈与に関する「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」には本件株式の**贈与がなかったとした場合の本件会社の株式数を記載**している。
- ④ 自己の取得財産として記載した■■■■付遺産分割協議書に押印している。
- ⑤ 株主総会の議事録に記載されている株式数。

要するに、**被相続人も相続人も相続開始まで贈与がないという前提に立っている。**

勝ちⅠ．生前贈与

相続税の課税財産の認定（預貯金等 預貯金）被相続人が毎年一定額を入金していた未成年の子名義の預金口座に係る預金は相続財産に含まれないと認定した事例（①平成29年1月相続開始に係る相続税の更正処分及び更正の請求に対する更正処分、②平成29年1月相続開始に係る相続税の過少申告加算税の賦課決定処分、③平成29年1月相続開始に係る相続税の過少申告加算税の変更決定処分・①一部取消し、②一部取消し、③却下・令03-09-17**公表裁決**）TAINS J124-2-04

原処分庁は、請求人の亡父（被相続人）が、毎年一定の金額を当時未成年であった被相続人の嫡出でない子（長女）に贈与する旨を記した贈与証（本件贈与証）を作成した上で、長女の母を介し、長女名義の普通預金口座（本件預金口座）に平成13年から平成24年までの間、毎年入金していたことについて、長女の母は、本件贈与証の具体的内容を理解しておらず、被相続人の指示に従い本件預金口座に入金していたにすぎず、当該入金が長女へ贈与されたものとは認識していないから、被相続人から長女への贈与は成立しておらず、本件預金口座に係る預金は被相続人の相続財産に含まれる旨主張する。

しかしながら、本件贈与証の内容は、その理解が特別困難なものとはいえない上、長女の母は、本件贈与証を預かるとともに、被相続人の依頼により本件預金口座へ毎年入金し、本件預金口座の通帳等を口座開設当時から管理していたことからすれば、平成13年当時、長女の唯一の親権者であった長女の母は、長女の法定代理人として、本件贈与証による贈与の申込みを受諾し、その履行として本件預金口座へ毎年入金していたと認めるのが相当であり、また、本件預金口座には、利息を除き、毎年の入金以外に入金はないから、本件預金口座に係る預金は、平成13年の口座開設当初から長女に帰属するものであって、相続財産には含まれない。

おまけ. 最近の判決・採決抜粋

東京地方裁判所平成28年(行ウ)第583号相続税更正処分等取消請求事件(棄却)(確定) 国側当事者・国(長井税務署長) **令和2年1月30日判決**【税務訴訟資料 第270号-16(順号13376)】【税務大学校ホームページ】【相続財産の範囲／親族等名義の預貯金・株式等及び現金の帰属／重加算税の賦課要件】

TAINS Z270-13376

被相続人が営んでいたBという屋号により営まれていた不動産賃貸業から生じる所得(被相続人に係る所得として確定申告している)に係る財産(預貯金・株式等)の帰属について

被相続人に帰属する所得から相続人・親族等の名義にしたものを相続財産から除外した。

福岡地方裁判所平成30年(行ウ)第45号相続税重加算税賦課決定処分取消請求事件(棄却)(確定) 国側当事者・国(久留米税務署長) **令和元年10月30日判決**【税務訴訟資料 第269号-111(順号13334)】【税務大学校ホームページ】【重加算税／隠ぺい、偽装行為の存否／関与税理士に秘匿した預け金・生前贈与金】TAINS Z269-13334

原告は、乙の相続人を代表して、本件相続に関する税務代理をD税理士らに委任したところ、D税理士から、**本件相続開始前3年以内に贈与を受けたものは相続財産に加算しなければならない旨の説明を受け**、乙の相続財産及び乙から3年以内に贈与を受けた財産の明細等をまとめた資料を提出するよう求められた。

そして、原告は、D税理士に対し、乙から**3年以内に受けた贈与はない旨を回答し、乙の預貯金等を記載した財産の一覧表や預貯金の残高証明書を提出**したが、同一覧表には本件預け金及び本件贈与金の記載はなく、本件普通預金口座及び本件定期預金口座の残高証明書も提出しなかった。

＜裁決＞ 国税不服審判所 公表裁決事例要旨

相続税の申告書に計上された預貯金口座から出金された現金並びに配偶者名義及び次男名義の預貯金は、いずれも被相続人に帰属する相続財産とは認められないとした事例(平成 30 年2月相続開始に係る相続税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・**全部取消し 令和4年2月15日裁決**)TAINS J126-3-04

《ポイント》

本事例は、相続税の申告書に計上された預貯金の口座から出金された現金並びに配偶者名義及び次男名義の預貯金について、いずれも**被相続人の収入を原資とするものと断定することができない**ことなどを理由として、被相続人に帰属する相続財産とは認められないとしたものである。

《要旨》

原処分庁は、相続税の申告書(本件申告書)に計上されていない現金(本件現金)、被相続人の配偶者(本件配偶者)名義及び次男名義の預貯金(本件預貯金)は、出捐者や被相続人及び本件配偶者の収入比率などからその帰属を判断すると、いずれも被相続人に帰属する財産である旨主張する。

しかしながら、①本件現金の出金元である本件申告書に計上された預貯金口座で管理運用されていた預貯金の原資が特定できないことや、本件配偶者も収入を得ていたと認められることなどからすると、**本件現金には被相続人及び本件配偶者の収入が混在している可能性を否定できない**中、審判所においても、被相続人及び本件配偶者の収入比率等により本件現金を合理的にあん分することもできず、また、②本件預貯金についても、本件現金と同様、それらの原資を特定することができず、本件配偶者が管理運用しており、被相続人の収入が混在している可能性を否定できない中、被相続人及び本件配偶者の収入比率等により合理的にあん分することができないのであるから、本件申告書に計上された預貯金及び現金の額を超えて、本件現金、本件預貯金が被相続人に帰属する相続財産として存在していたと断定することはできない。

《参考判決・裁決》

東京高裁平成 21 年4月 16 日判決(税資 259 号順号 11182)

平成 31 年 4 月 19 日裁決(裁決事例集 No.115)

結語

相続人名義の預貯金がある場合、真の所有者はだれかを特定する必要があるが、相続人等がその資料を拒む場合、真実を語らない場合等はその把握は非常に困難でありたとえそれが把握できた場合でも相続財産に含めることに納税者が抵抗する場合も想定できる。

相続税の申告期限近くに発覚した場合は、遺産分割協議等にも影響する可能性が高いと言わざるを得ない。

金融機関の手続きも煩雑となる場合もある。

納税者が正直に事実を告げてくれなければ税理士は把握が難しい。

<オマケのおまけ>

（家族に対する）贈与と（同族会社に対する）債務免除

	贈 与	債務免除
否認の根拠規定	相続税法 2 条 1 項	相続税法 64 条
経済効果	相手方に経済的利益あり	同左
契約形態	諾成契約	単独行為
相手方の承認	必要	不要
契約書	必要	不要
受贈財産の管理	必要	不要
対象税目	贈与税	法人税
課税関係	基礎控除あり	（繰越）欠損金額内は税額なし

個人間の財産の授受である「贈与」については、「受贈者の意思」が最重要であるのに対して、同族会社に対する経済的利益の提供（債務免除）については、同族会社（受贈者）の意思は考慮されない。

つまり、個人から個人に対する贈与については、応諾、その後の財産の管理、契約書、贈与税の申告等が、必要と思われるのに対して、

個人から法人に対する債務免除については、個人の一方的な行為であり、法人の応諾等が必要がないということとなるのであろうか

現預金の財産の提供と債務免除で法律関係が異なるのであろうか

個人間の債務免除、法人に対する贈与についてどのように考えるのであろうか

故 様の相続税の申告について、以下の点についてのご回答をお願いします。

I. 故 様の相続財産について

相続税は、名義の如何に関わらず、亡くなった方の財産は全て課税の対象となります。

そこで、相続開始日(令和 年 月 日)において、被相続人名義ではなくても、実質被相続人の財産となるものがあればお教えてください。

☐ 被相続人の財産となるものはない。

☐ 下記の通り、被相続人の財産と認定されるものがある。

親族の氏名	続柄	発生年月日	財産の種類	金額	理由

記載例

親族の氏名	続柄	発生年月日	財産の種類	金額	理由
甲野太郎	孫	30年1月1日	定期預金	100万円	通帳・印鑑は被相続人が保管していた

II. 相続開始前の贈与について

相続税では、相続により財産を取得した人が、相続開始前 7 年以内(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで:経過規定)に被相続人から贈与(非課税財産は除き、贈与税の基礎控除以下の財産を含みます)を受けていた場合には、その財産は相続税の課税対象となりますので、このような財産があれば、お教えてください。

☐ そのような財産はない。

☐ 下記の通り、被相続人から贈与を受けている。

受贈者氏名	年月日	財産の種類	金額	贈与税申告の有無

※ 贈与税の申告をしている場合には、申告書の控えのコピーをください。

記載例

受贈者氏名	年月日	財産の種類	金額	贈与税申告の有無
○山乙男	6年1月1日	現金	100万円	なし

Ⅲ. 相続時精算課税を選択していますか？

- ☐ 選択していない。
- ☐ 選択している。 選択している場合は、申告書及び添付書類のコピーをください。

以上の通り、相違ありません

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印